

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 古手川 正治

1 日 時

平成28年6月24日（金） 午前10時02分から
午前11時30分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、吉富英三郎、阿部英仁、毛利正徳、三浦正臣、尾島保彦、玉田輝義

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

桑原宏史

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第65号議案のうち本委員会関係部分、第66号議案、第73号議案及び第74号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第3号報告のうち本委員会関係部分及び第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願18については、継続調査とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (3) 国道211号（大鶴工区）家屋浸水被害について、熊本地震に係る大分県の復旧・復興への対応状況について及び平成27年度予算の繰り越しについてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健

政策調査課政策法務班 主査 中尾耕也

土木建築委員会次第

日時：平成28年6月24日（金）10：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

(1) 付託案件の審査

- 第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）
- 第 66号議案 平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第 3号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）
- 第 4号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）について
（本委員会関係部分）
- 第 73号議案 工事委託契約の締結について
- 第 74号議案 工事請負契約の締結について
- 請 願 18 由布市湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）の復旧及び
石垣等の本格復旧に対する支援を求めることについて

(2) 県内所管事務調査のまとめ

(3) 諸般の報告

- ①国道211号（大鶴工区）家屋浸水被害について
- ②熊本地震に係る大分県の復旧・復興への対応状況について
- ③平成27年度予算の繰り越しについて
- ④「豊ちやく2016」について

(4) その他

3 協議事項

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから委員会を開催します。

審査に入る前に、執行部から報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

阿部土木建築部長 委員の皆様におかれましては、去る5月17日から6月2日にかけて、延べ6日間にわたり、土木事務所と土木建築部所管の外郭団体をくまなく調査いただきまして、大変ありがとうございます。

4月14日以降、熊本地震におきますさまざまな被災箇所につきましては、私ども交通開放を含めまして鋭意取り組んできております。今週から災害査定が始まりました。なお一層、復旧・復興を加速化してまいりたいと思います。

また、先日から降り続いております梅雨の大雨の影響で、各地で被害が発生しております。本日は、お手元に1枚の資料、これはきのうの夕方に起きた事象でございまして、少し規模が大きいものですからご案内ということで作成しました。

これは九重町の飯田高原中村線という路線です。野上から九酔溪、十三曲がりに至る、十三曲がりの手前です。この赤い丸をした場所ですが、実は黄色の2カ所が被災して通行止め区間であったために、不幸中の幸いで大きな崩落があったんですが、人災等は現在確認できておりません。

ここにつきましては、これから防災へりを飛ばして、しっかりと現地の確認をしながら対応策を決めて、梅雨がこれから続きますので、周辺への善後策を九重町とともに、しっかりと今、準備に入っているところでございます。

加えて、一昨日発表を行いました、国道211号の工事に伴う家屋浸水被害について、ご報告させていただきます。これにつきましては、家屋浸水を含めまして、ご迷惑、ご心配をおかけしております。

今回の事態については、県の工事に伴う排水対策が不十分であったことから、床上・床下浸水という事象に至りました。

現地での経過や対応については、後ほど諸般の報告の中で説明をいたしますが、部といたしましては、今回の事態を大変重く受けとめております。再発防止のため、緊急に全所属長を集めて、この問題の情報共有を行ったところであります。また、梅雨の真っ最中ですので、同様の事象が起こりえないか、しっかりと再点検を行ったところであります。

いずれにいたしましても、被害に遭われた方に対しましては、誠心誠意対応してまいりたいと思っておりますし、2度とこの様なことが起きないように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

地震災害を含めて今回の災害、復旧・復興に向けて、私ども改めて危機感を持ってしっかりと対応してまいりたいと思います。

なお、きょうは施設整備課の岩田課長は体調不良でございまして、申しわけございませんが、樋口施設整備推進監が務めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いい

たします。

以上でございます。

古手川委員長 これより審査に入ります。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案4件、報告2件及び請願1件であります。

この際、付託案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）の土木建築部関係の総括的な内容につきまして、ご説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。平成28年度6月補正予算説明資料（土木建築部）でございます。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、一般会計につきまして、土木費で8億7,892万1千円の増額をお願いするものでございます。

次にその下の表の2の土木建築部の平成28年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄をごらんください。

既決予算額875億4,527万2千円に対し、今回の補正予算額8億7,892万1千円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は、884億2,419万3千円となります。

さらにその下の内訳をごらんください。

土木費の補正予算額につきましては、内訳の1番下の行にありますとおり、全額、非公共事業でございます。

今回の補正の主な点でございますが、熊本地震により被災した公共土木施設の災害復旧に係る経費などの増額によるものでございます。

国庫補助事業の対象とならない被災箇所について、道路の補修や落石及び崩土の除去、河川や砂防ダムの堆積土砂・土石の除去対策等、早急に応急対策を実施するための経費などで、8億7,892万1千円の増額をお願いするものでございます。

なお、国庫補助事業の対象となる災害復旧に係る経費につきましては、今年度の災害発生を見越して当初予算で枠計上している災害復旧費、同じ表の内訳の下から2番目にあります65億9,405万2千円で対応することとしています。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長からご説明いたしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

和田道路保全課長 まず、道路保全課・河川課・砂防課にまたがる補正予算について、ご説明いたします。

委員会資料3ページをお開き願います。2の主な補正事業の内容、（1）熊本地震災害復旧・復興対策の①社会インフラ等の復旧の表の1番上、1土木施設災害復旧等事業でございます。

被災した道路、河川などの公共土木施設を復旧するとともに、災害の再発を防止するた

め、国庫補助事業の対象とならない箇所について、路面などの補修や砂防ダムの堆積土砂を除去する経費として、6億3,550万円の増額をお願いするものでございます。

次に道路保全課の補正事業についてでございます。2段目の2道路維持修繕事業でございます。

県管理道路に係る通行規制の早期解除を図るため、落石及び崩土を除去する経費として1億2千万円の増額をお願いするものでございます。

梶原港湾課長 港湾課関係の補正予算についてご説明いたします。

委員会資料3ページの表の上から3段目、3の港湾維持修繕事業でございます。

別府港石垣地区のフェリーターミナル施設において被災した可動橋や水道管などを補修するとともに、餅ヶ浜地区及び関の江地区において被災した人工海浜の陥没を補修する経費として4,154万8千円の増額をお願いするものでございます。

宮本建築住宅課長 建築住宅課関係の補正予算についてご説明いたします。

委員会資料4ページ、表の上から5段目、12木造住宅耐震化促進事業でございます。

この事業は、昭和56年5月以前に着工された木造戸建て住宅の耐震性向上を図るため、耐震診断や耐震改修を支援する市町村に対してその費用の一部を助成するものでございます。

今回、耐震診断や改修に対する関心と機運の高まりを受け、耐震化を加速するため、対象戸数を倍増することに伴いまして、市町村に対し助成する経費として8,187万3千円の増額をお願いするものでございます。

以上で、第65号議案に関する説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

阿部委員 ちょっといいですか。今、災害時に対する説明と補正予算措置の説明をいただいたんですが、災害に対しては、当然早急に復旧して、従来の体制に戻るといのは大事なことなんですけど、これがどういう規模であるかということも議会の対応としてはあるとは思いますが、大分県で、また大きなこういう災害があったときには、緊急に議会を開いてやるという必要性も出てくるんじゃないかと。

そうなってくると、審議も違ってくると思うんですが、先ほど聞いた災害ということで、これを云々言うわけではないんですが、この6月の議会では、従来、補正をつけながら事業を進捗させていくという部分も、当然今までもずっとあったことだと思うんですが、今回も当然そういうことに対する従来の土木が所管する事業、これに対して6月の議会で、我々委員会等々に通して、執行しなきゃならんという部分はどこの部分で、そういうのはまた後ほど説明があるんですか。

阿部土木建築部長 今回の補正につきましては、災害に係るこの補正予算のみでございまして、委員おっしゃるような、通常、多分当初予算に対する補正という考え方であろうかと思っておりますけれども、こういったものについては、6月の定例会ではなくて、また、執行において必要な県予算を上回るものについての補正予算という形になるかと思っておりますので、その執行に必要な時期に補正予算として処理させていただいたということでございます。

阿部委員 私が言わんとするのは、災害については、もう早急にやらなきゃならんことですから、これはこれでいいわけです。今言ったように、従来のことに対して、例年であれ

ば、こういう災害がないときの6月議会を開催したときには、こういう事業の進行に対してこういう補正をつけて、部分説明をいただいて、こういう補正をつけてできるだけ前倒しをしたいとか、いろんなそういうことが出てきていた記憶があるのでね、今回は災害に特化している。

だから、私は災害という事柄は、もう当然、それはそこに置いておいて、全般的に見たときに、従来やっている、例えば、全県の中で事業をやっているところが、この災害ということで特化しているものだから、災害復旧ということに、そういう防災対策とか、そういうのになっているものだから、部分的なところで完成年度が延びているような部分が多少見受けられるわけですね。

災害時の復旧を横に置いておくわけにはいかないから、やむを得ない部分はあるでしょうけど、防災というところに今視点が移っているから、従来の事業の完成年度が延びるとか、そういうところが若干出てきているんじゃないかなど。

そこに対しては、公共事業というのは、当然に土木の管轄として、従来からある程度目標年度を見据えながら皆さん方がやってもらわないと。

心のほうは防災、余りこれをないがしろにしたような捉え方をされると困るんだけど、そうじゃなくてね。答えはもういいですから、ぜひそのところも厚く、そういう目標年度をできるだけ削らないような予算措置もお願いしたいなということで、そういうことで結構です。

古手川委員長 引き続き、現行の事業につきましても、スムーズな進行ができますようよろしくをお願いします。

それではほか、ございますか。

尾島委員 港湾の維持修繕で、ちょっと気になるのが人工海浜の陥没というのが出ていますけど、これ具体的にどういう状況だったんですか。

梶原港湾課長 人工海浜の端っこと端っこに、大きな石を積んだ護岸があります。その石は積んでいますので隙間がありまして、その上に砂が乗っていました。地震によって多分揺さぶられたんだと思われまして、隙間に少し砂が入って陥没という表現はちょっと大げさですが、ちょっとくぼみができました。

地震の後に調査して、もう1回潮が来たらなくなっただんですけども、一応隙間があるということで、今回掘削をしてシートを張るようになっております。つまり、隙間に砂が落ちないようにという対応策をとるという形になっております。

尾島委員 ちょっと気になったのは、地震がなくても、その陥没穴に砂が時間の変化とともに落ちて、例えば、兵庫県の須磨でそういった事故があったんですね。子供さんが人工海浜か何かで、ちょうど蟻地獄みたいに吸い込まれて亡くなるという、あれをちょっと連想したものですから、地震でそういうことが顕在化したんでしょうけど、もともと設置するときにやっぱりちょっと課題があったんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

梶原港湾課長 その点も調べておりまして、石を積む前にシートを張って、水締めと申しまして、砂に水を混ぜて隙間がつかないように、そういう施工をしております。ただ、潮の満ち引きの関係で少しずつ隙間があいたところに砂が入ったこともあります。毎日のように潮が来ますから、その隙間はほとんどないんですけども、地震のときに少し石が動いて揺さぶられる関係で隙間ができたというふうに、これは国の研究機関にも来ていただ

いて調査をしてもらいました。なので、日常の間で隙間ができたというよりも、地震で石が動いたときに少し隙間ができたという形になっています。

私も心配して須磨のことは調べたわけですが、その現象とはちょっと違うことを確認しております。

古手川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第66号議案大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 第66号議案平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明いたします。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、特別会計につきまして、港湾施設整備事業特別会計で1億4,400万円の増額をお願いするものでございます。

次に、その下の表の2の土木建築部の平成28年度予算額の区分欄、特別会計の1番目の行をごらんください。

既決予算額20億5,341万1千円に対し、今回の補正予算額1億4,400万円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の港湾施設整備事業特別会計の歳出予算総額は21億9,741万1千円となります。

同じ資料の5ページをお開きください。

中ほどの丸の特別会計、1の港湾施設整備事業特別会計でございます。

今回の補正は、熊本地震により被災した港湾施設の災害復旧等に係る経費などの増額によるものでございます。

具体的には、別府港石垣地区において被害のあった埠頭用地・旅客上屋の補修を行うものでございます。

主な内容としましては、地震により発生した駐車場のひび割れ等の埠頭用地の舗装補修、宇和島運輸フェリーが使用している2号上屋とさんふらわあが使用している3号上屋の補修並びに現在使用しておらず耐震性のない1号上屋の取り壊しを行うものでございます。

以上で、第66号議案に関する説明を終わらせていただきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、関係がありますので、第3号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてのうち本委員会関係部分及び第4号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

下郡土木建築企画課長 それでは、平成28年度大分県一般会計補正予算の第1号及び第2号のうち、土木建築部関係分についてご説明いたします。

初めに、第3号報告、補正予算第1号についてでございます。お手元の平成28年度補正予算に関する説明書（補正第1号専決）の9ページをお開き願います。

第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費の災害復旧調査費で1億7,400万円、その下の第5目砂防費の砂防調査費で300万円、次の10ページの第4項港湾費第1目港湾管理費の港湾調査費で2,300万円の以上3事業について、4月補正予算の専決処分を行ったものでございます。

いずれも、今般の熊本地震に係る災害に伴いまして、その復旧に向けて国への災害査定申請などのための調査、測量及び設計等に要する経費について補正を行ったものでございます。

次に、第4号報告補正予算第2号についてでございます。

お手元の平成28年度補正予算に関する説明書（補正第2号専決）の21ページをお開き願います。

第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費の災害復旧調査費で3千万円について、6月補正予算の専決処分を行ったものでございます。

今般の熊本地震に係る災害に伴いまして、4月専決後に発生した砂防施設の被災箇所について、国への災害査定申請のための調査、測量及び設計等に要する経費について補正を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

まず、第3号報告について採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第4号報告について採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については承認すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案工事委託契約の締結について、執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 第73号議案工事委託契約の締結についてご説明いたします。

お手元の議案書43ページをお開きください。

また、委員会資料の6ページから工事の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんください。

本議案は、津久見市大字下青江セメント町で実施しております国道217号道路改良事業において、JR日豊本線に並行する2号橋の下部工に係る工事委託契約の締結についてでございます。

工事の内容は、線路に近接する橋梁下部工2基を構築するものでして、8ページに工事の詳細を記載しております。

右側の施工フローのように、本件工事の現場は日豊本線に近く、鋼製土留を設置して床堀を実施し、杭基礎と橋台を施工いたしますが、鉄道の運行に影響を及ぼさないよう工事を行う必要があります。

契約金額は5億520万7千円で、工期は着工が契約締結の日、完成が平成31年3月31日といたしまして、九州旅客鉄道株式会社と工事委託契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上で、第73号議案の説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

樋口施設整備課施設整備推進監 第74号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。お手元の議案書44ページをお開きください。また、委員会資料の9ページ、10ページに工事の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんください。

本議案は、県立病院の老朽化に伴う大規模改修1期工事の請負契約についてでございます。工事の内容は、主に本館西病棟、手術室、厨房及び外壁の改修工事を行うものでございます。

契約金額は15億8,760万円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が平成30年7月31日といたしまして、株式会社佐伯建設と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上で第74号議案の説明を終わります。

古手川委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただ、本案につきましては、先般病院局も含めて、私、直接説明をいただきましたけれども、非常に工期が長いということと、今いろんな情勢の中で十分注意をした形で進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

次に、請願の審査に入ります。

請願 18 由布市湯布院町中川地区県道 11 号（別府一の宮線）の復旧及び石垣等の本格復旧に対する支援を求めることについて、執行部の説明を求めます。

和田道路保全課長 請願 18 由布市湯布院町中川地区県道 11 号（別府一の宮線）の復旧及び石垣等の本格復旧に対する支援を求めることについて説明します。お手元の A4 縦の別添資料-1 をごらんください。

まず、現地の状況について説明します。1 の現地の状況をごらんください。資料の左が現地の平面見取り図、右が横断図になります。平面図ですが、向かって右が南由布駅、左が別府市となり、赤く着色している箇所が石垣が崩壊した箇所になります。また、右の横断図ですが、向かって左が宅地、右が県道となっております、点線で示している位置にあった石垣が地震で崩壊し、赤い線で示しているように、一部が崩れ、道路を覆う状態となりました。

次に、これまでの経緯について説明します。2 これまでの経緯をごらんください。この表は、これまでの経緯を時系列にまとめたものです。

4 月 16 日に発生した地震により県道に隣接する民地施設である石垣が崩壊し、その一部が県道を覆ったため、道路管理者である県が同日に道路を覆った崩土を路肩に寄せるとともにコーンを設置しました。さらに、4 月 29 日に発生した地震により、石垣がさらに崩壊したことから、5 月 9 日に大型土のうを設置することで崩土の拡散防止を図るとともに、片側交互通行を開始しました。また、その間には、4 月 22 日と 5 月 2 日に石垣の復旧や大型土のうの設置について、地元の皆さんに説明を行ってきました。

また、梅雨に入り、今後本格化する中、さらなる石垣の崩壊による民地や道路に影響が及ぶことが懸念されることから、崩壊場所について、残っている崩土の除去と土のう積みによる石垣崩壊防止工事を行うことを 6 月 10 日に地元の皆さんに説明し、同意を得て、6 月 14 日から作業に着手したところです。当工事については、6 月 30 日の完了を目指して実施しています。

裏面をごらんください。現地の写真ですが、左が土木事務所で片側交互通行規制を行った状況、右が 6 月 21 日の状況です。この写真の箇所については、土のう積みによる石垣崩壊防止工事が終わったところです。全体で 5 軒 8 カ所で工事を行いますが、そのうち、6 月 23 日時点で 2 カ所が完了しています。

次に提出された請願に対する土木建築部の見解について説明します。

3 の請願についてをごらんください。

まず、(1) 由布市湯布院町中川地区県道 11 号（別府一の宮線）の復旧についてですが、交通規制が長期化しているため、道路法第 68 条に基づき、道路管理者が民地を一時使用して、道路通行空間の確保に必要な崩土除去と石垣崩壊防止工事を 6 月 30 日をめどに行い、交通規制の早期解除を目指しているところです。

次に、(2)石垣等の本格復旧に対する支援についてですが、民地内にある個人所有の施設である石垣の復旧は、所有者がみずから実施していただくものであることから、道路管理者が実施することはできません。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 請願につきましては、当初出されましたときに1,596名の方の署名を早期復旧についてという形の中で署名を添えて提出をいただいておりますことを申し添えておきます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑がございましたらお願いをいたします。

尾島委員 1点だけ。1番心配されるのは、石垣が民地を守るべき施設であるからということはあるんですけど、その民間の所有者が石垣の復旧はできないと。例えば、遠くに出られている方があって、放置状態にある。あるいは住まわれている方についても、非常に経費がかかるので、もうできないということになると、本来は敷地を守っている石垣なんですけど、土のうで応急処置をしたわけですから、また大雨によって崩落する危険性がありますよね。

そういった意味では、ある意味道路に影響が及ぶということになりますから、その辺はどう考えていったらいいのか。とにかく放置されると、その辺の考え方、救済策があるのかどうか、あわせてですね。何か対策をしてやらんと、もう本当に修理のしようがない。もう放置されたら道路管理者としても困るわけですから、その辺はいかがなんでしょうか。

和田道路保全課長 この土のうの重点工事が終わりました時点で、やっぱり土地の所有者であります住民の皆さんに、その後は管理してもらいたいということを説明させていただいて、その文書を出す形で今後の維持管理をお願いしますと、お願いをしていくつもりです。

尾島委員 そこまでしかできないんでしょう。

和田道路保全課長 道路管理者としては、もうこれ以上できないです。

尾島委員 その先ですよ。

毛利委員 先ほど説明があったとおり、この別紙資料の1、横断図を見ると県道と民間の土地という区分で、民間の土地では崩れて県道に出てきたと。でも、本来はこれは県の所有物じゃないので、しかしながら交通を妨げるので、道路法68条を適用して対応していると。これはこれでいいと思います。

それだけど、さらにこれが長引くと、危険も出てくるから早急にしてほしいということですけど、1つの法的なことは先ほど説明があったので、十分よくわかるので、ただ、今熊本の地震、余震もあるし、また、今集中豪雨でいろんな被害もあるので、それぞれほかの地域のこともあると思いますので、このところは十分に民地の方の危険性、いろんなことがあるかと思いますが、さらにその後の調査をしながら、交通の面や危険性というのをもう1度よく調査するべきではないかなと思うんですけどね、その辺はどうですか。

和田道路保全課長 今回の土のうの構造に対しましては、紫外線に耐える耐候性土のうというのを使っていて、普通の土のうより相当耐久があります。それと、中に碎石を入れつつあっておいて、石垣と同等の強度は十分持っているというふうに考えております。そういった形で、宅地を支えるという意味では、もとの石垣と同じような耐力はあろうと

思います。ただ、耐久性の問題としてはありますけど。

阿部委員 あの、今それぞれ執行部からの説明を聞いたわけですが、いずれにしても、この請願は土木建築委員会に付託されているわけですから、今まだ熊本と大分、この地震の余震はまだ続いているわけですね。まだ時々震度3とか、そういうところを続いているし、終息をしていない時期でもありますので、ただ、こういう先ほどから私も予算の中でも言ったように、災害に遭われた方というのは本当に気の毒だと思うんですね。何らかの手は差し伸べることができる、最大限のことはしていかなきゃならんとは思いますが、やはり行政は行政の枠の中でやっているわけですから、いかんともしがたい部分も出てくるでしょう。

しかし、今はまだ地震が続いて、終息しておる状況じゃないので、やはりこの人たちが、皆さん方がこれだけのお気持ちを届けてきたということは、我々は十分受けとめていかなきゃならんと思いますので、まだ終息していないこの時期に結論を出すよりも、もうしばらく継続していただいて、やはりこれだけの大きな災害ですから、国のほうも何らかの民有地に対しての取り扱いもあるかもわかりませんが、今の段階での県としての立場は、民有地に対しての仕組みはないという、このことを我々は今お聞きし、とりあえずまだ地震が終息していない。

ここは、震災に遭った方々の気持ちをおもんばかって、ちょっと継続にして、また終息した時点で、再度協議してもいいんじゃないかなというふうに思います。私としては継続ということでしばらく持っていてもいいんじゃないかなと。特にこの災害ということ踏まえての措置として。

ただ、こういうことが災害がないのに、また次から次にこういう事柄が起こってくる。例えば、豪雨があって、そういうところで起こってくると、これはまた取り扱いはちょっと協議しなきゃならんと思いますが、今回はこれだけの大きな災害ですから、こういうことを背景としてしていけたらどうかと。これは私は継続にしていきたいなと思います。

古手川委員長 今、阿部委員のほうから、この請願について継続審査としてはどうかというご意見をいただきました。

本請願は、継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本請願は、継続審査とすべきものとさせていただきます。

今、阿部委員のほうからもありましたけれども、土木建築部だけでなく、行政全体として今回の災害でいろんなケースが出ておりますので、全庁を挙げていろんな形で被災者の皆さんに寄り添うような形で、ぜひ知恵を絞っていただきたいし、維持管理をお願いすると簡単に言っても、そう簡単に判こをついていただけるかどうかという心配もございしますので、その辺粘り強く、被災者に親身になって対応してあげていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、県内所管事務調査のまとめについて、執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 県内所管事務調査のまとめでございますが、委員の皆様におかれましては、このたび管内全域の所管事務調査、ありがとうございました。

今回は県内各土木事務所の主要事業について調査いただきますとともに、特に臼杵・玖珠・国東では地元建設業協会との意見交換を行い、業界の声を聞いていただき、業界の課題について調査していただきました。

現地でご指導・ご助言いただきました点につきましては、今後の土木建築行政にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

県内所管事務調査を踏まえまして、まとめとして建設業協会との意見交換で出ました課題や声につきまして、制度等の考え方と土木建築部の取り組みを担当課長からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

下郡土木建築企画課長 それでは、委員会資料の11ページをお開きください。

意見交換では、建設業協会から大分県建設業審議会の活用、工事書類の簡素化、土木一式工事の完工高の取り扱い、隣接工事発注時の諸経費の調整、発注時期の平準化の5項目の課題が挙げられておりますが、ここでは(3)の土木一式工事の完工高の取り扱いと(5)の発注時期の平準化について、特にご説明させていただきます。

初めに、(3)の土木一式工事の完工高の取り扱いについてですが、業界からは格付のための土木一式工事の完工高実績に二次下請以降の施工実績が算入されないことについて算入を求める声と、また一方では、現行の一次下請けを算入していることを維持して欲しいという声がありました。

これに対して県の取り組みと考え方ですが、まず、土木一式工事の定義ですが、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事」とされています。

下請業者は、元請業者の総合的な企画、指導、調整のもとに、とび・土工・コンクリート工事等の専門工事を施工するものであり、工事の規模によっては、下請業者にも総合的な企画、指導、調整が求められることがあります。二次下請以降の工事については通常考えられません。

仮に、二次下請業者までもが総合的な企画、指導、調整を担っているとすれば、建設業法違反である一括下請負の疑いも生じてきます。

したがって、本県では、土木一式工事の二次下請以降については、とび・土工・コンクリート工事等の専門工事として整理しているところです。

また、平成28年の格付基準の改正に当たり、近年の建設工事受注状況を勘案し、土木一式工事の完成工事高要件をおおむね5%引き下げたところです。

今後については、当面は現行の取り扱いを維持するものとし、業界の状況を注視してまいります。

次に、(5)の発注時期の平準化についてですが、業界の声としては、「春から夏にかけての工事発注が少なく、従業員の仕事がない」、「年間通じたコンスタントな仕事がないと雇用の維持が難しい」といった声がありました。

県としては、予算成立後の早期発注に努めるとともに、国の補正予算の活用、ゼロ県債等の債務負担行為の設定、繰越制度の活用等により平準化に努めてまいります。

今後の方針としては、複数年度を視野に入れた事業執行マネジメントにより、事業の早期完成に向け適時に適切な工期設定で工事を発注してまいります。また、12月議会での早期繰越承認の拡大や交付金ゼロ債の導入に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会のご協力をいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、ご意見などはございませんか。

毛利委員 今の説明の分じゃないんですが、1番の建設業の審議会の活用、意見交換会のときに意見を聞いたんですが、休止になっている理由がここにあるんですが、この審議会の中の例えば、規約にこういうことだけじゃなくても、ほかの事項についての情報等とか意見交換とか、そういう項目はないんですか。

下郡土木建築企画課長 この建設業審議会は、建設業法に規定がされており、各都道府県は設けることができると規定がございまして、建設業審議会条例を制定しております。その条例に書いております審議事項としては、建設業に関する重要事項ということで考えております。

建設業界の意見をお聞きする機会といたしましては、さまざまな機会があろうと考えております。この建設業審議会のみならず、業界との意見交換会等も定期的を開いておりますし、その中で意見を酌んでいくという形で今までやってまいりました。

この建設業審議会におきましては、直近の審議会の開催が平成14年と、十何年前のことですけれども、一般競争入札の導入という、そこで非常に大きな重大な事件がございました。そういうエポックがあるときに開いてまいりましたので、こういう事項がない中で休止状態となっているというところでございます。

毛利委員 先ほどの説明の中に重要事項ということが。重要事項というのは、今私がよくわからない分があるんですが、県が捉える重要事項と業界団体が捉える重要事項というのは一致しているのかなというふうに。

下郡土木建築企画課長 県が考えておりますのは制度改正と、今入札制度の改正ですとか、そういうものを今まで考えてきたということです。審議会でございますので、特に建設業界だけではなく、いろんなさまざまな分野の消費者代表もございまして、企業からの代表もございまして。そういう方も入れての審議会でございますので、建設業界だけの意見を聞くという場としては、先ほど申しました意見交換会のほうが活用できるというような面もあるかなと思っております。

毛利委員 最後に、必ずこれを再開というか、もう1度ということ強く言っているわけじゃなくて、審議会のあり方というのがもう1つよくわからないものですから、その辺がどうも明確じゃないので、業界の方がある意味意見交換会だけじゃなくて、審議会を開いていただいて意見を聞いてほしいということを言っているのではないかなというふうに思いますので、ぜひそこはきちっと何らかの形で業界団体の方に説明をしていただければと思います。

阿部委員 4番の件についてね、隣接工事の件でちょっとお聞きしたいんですが、取り組み方はこの説明にある。これはそういう内容として理解できますので、それはそれでいいんですが、例えば、追加工事があったとしても、この入札をするわけでしょう、この追加工事は別途また入札するわけでしょう。入札をするときに、事前にその隣接の工事をとっている会社が落札するということは決まっているわけじゃないんですよね、その時点では。その時点では当然いろいろ諸経費も含んだ予算措置も考えた上で入札するわけでしょう。たまたま、前とっている業者がまた隣接地を落札したということになるわけですよね。これはまたAという業者が次の工事を落札しただけであって、Aという工事が事前に前の工

事は落札して、Bという工事があれば、この部分はまた別なんですよ。

そうであれば、別だという予算もそこに計上しているわけですから、その予算が、じゃあ、同じAとAでとったからこの部分はもう削りますよという論理になってくると思うので、業界の皆さん方が言っているのも一理あるんじゃないかなと。当然入札をしたんですから、たまたまAとAで落札したんですから、それは後で調整をすとかいうのはおかしいんじゃないですかと言うのも一理あるんじゃないかなと。

皆さん方、民間でもそうですが発注者からすれば同じことをやるんだから、もうちょっと工事をプラスしたら、ふやしていったら、それはもう一緒のところやしてくださいよというのはわかるんですが、ここのところの意味合いはどう我々は説明すればいいのかなと。我々に対してもそういう申し入れが来ているわけですよ。だから、それはどういうふうに解釈し、どう説明すればいいのか。

麻生建設政策課長 この隣接工事の諸経費の調整でございますけれども、現在、大分県では隣接というのが直線距離で100メートル以内の同種の工事や、さらには工期がかぶっているという2つの工事について諸経費を調整しております。

その諸経費を調整する趣旨といたしましては、やはり現場の経費の諸経費でございますので、現場事務所が近い現場であれば、それぞれ設けることなく1つで済む。あるいは重機等の手配も工程を合わせることで1回で済むと、そういったことです。ほかにもいろいろございますけれども、そういったことが考えられるということで、現在諸経費の調整を大分県としては行っております。

今回、業界のほうからこういったご要望もご意見も出ておりますので、大分県としましては、現在、諸経費の調整をしている工事もある実際の経費等をまた業界の皆さんのご協力をいただいて、そういった内訳も実際に確認した上で、この経費の調整の取り扱いを検討していきたいと思っております。

阿部委員 これは県内調査の流れの中で、業界との意見交換で出てきたことですから、今やっていること、おっしゃることはわかるんですよ、おっしゃることはそうでしょうから。

しかし、一方から見れば、あくまで予算を計上して、予算を確定した上で発注して、入札という1つの行動を経ているわけですからね。そういう意味では別な枠、例えば、同じところを使ったとしても、それは落札した業者がそうすることであって、業者によっては、手狭だからもう1つ建てますよと言えば、またそれはないのか、いろんなこともあるでしょうからね、そここのところはよく検討してください。

それともう1つ、後日で結構ですから、昨年1年間でこの調整する箇所がどれだけ生まれて、どれぐらいなことを調整費として、調整をしたがゆえに上がってきたのか、わかれば後日教えてください。

古手川委員長 ほかがございますか、よろしいでしょうか。

今回、初めての試みとしてこういう試みをやらせていただきました。非常に現地の皆さんにご協力をいただきまして感謝をいたしております。その中で、こういう課題が今回出てまいりましたが、1つの切り口だと思っております。1年かけて、今、阿部委員がおっしゃったように、できればどこかで執行部の皆さんと我々と業者の代表も入れて、またお話し合いを、今、阿部委員がおっしゃった課題についてでもお話し合いをしながら、現状を我々も認識したいと思っておりますし、建設業関連業界、非常に大きな転機に来ている

と思いますので、やはり業界の皆さんにも我々議員としてもいろいろなご意見を発信できればという思いもございますので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

和田道路保全課長 国道211号（大鶴工区）家屋浸水被害について説明をさせていただきます。お手元の別添資料2をごらんください。工事の概要です。

日田土木事務所における発注工事で、工事場所は、国道211号の日田市大字大肥であります。工事名は平成27年度防安交安日第2号交通安全工事であり、平成27年9月30日から平成28年8月10日の予定工期で実施しております。施工業者は株式会社平成建設です。

工事内容は歩道整備工事であり、施工延長164メートル、幅員9.75メートル、ボックスカルバート工、迂回路工、側溝工、縁石工であります。

施工手順としては、まず、河川を横断する仮設道路を設置して、交通を迂回させた上で、既設の橋梁を撤去し、ボックスカルバートを設置することで歩道の整備を行い、その後、仮設道路を撤去するというものでございます。

次に、2のこれまでの経緯ですが、当初、仮設道路の撤去は5月末までに行う予定でしたが、全体工程のおくれにより6月末の見込みとなったものであります。過去の雨量データから、渇水期に対応した仮設コルゲート管でも6月中は対応できると判断しておりました。

しかしながら、今回の梅雨前線豪雨により、1時間当たり64ミリという非常に激しい雨が降り、仮設のコルゲート管では排水しきれず越水し、近隣の住宅に被害が発生いたしました。

3の被害の状況ですが、発生日時は6月20日の23時30分頃、浸水家屋は5軒で、内訳は床上浸水2軒、床下浸水3軒です。

資料の裏面をごらんください。赤色が床上浸水家屋、青色が床下浸水家屋の位置で、赤い道路が仮設道路です。

4の対応状況であります。21日と22日に浸水被害を受けた方々に工事の実施状況について説明しお見舞いし、その他の近隣家屋へ聞き取りを行い、浸水被害がないか確認中でございます。

一昨日からボックスカルバート上を通行できるよう工事を実施し、昨日には仮設道路から本線へ通行を切りかえました。その後、仮設道路の河川部分を撤去し、従前の河川の形に戻しております。

2枚目に写真を載せております。上の写真は、浸水被害を起こした直後の写真です。次のページの上の写真はコルゲートパイプがあった状態、下の写真は元に戻した状態でございます。

1枚目の5の今後の対応ですが、浸水原因と被災状況を詳しく調査して、補償も含め被害を受けた方々には誠意をもって対応してまいります。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑がございましたらお願いします。

こういうケースは豪雨といいますか、本当にひどい雨が降るので、予測できたと言えば

できたということで、説明を聞きますと1カ月工期が延びた中でということでもあります。

それと、これは土木の皆さん、現地の土木事務所の方、それと業者の方についても、本来現地が1番よくわかっている業者の方がそういう部分での対応といいますか、そういうことができなかつたということですから、そういうところにも何か問題があるんじゃないかなという、どうしても従来から現場がわからない、監督さんも若い方というケースをよく耳にしますので、そういうのを含めて、やっぱり業者の指導教育、そしてまた土木の皆さんについても、そういう原点の部分があるんじゃないかなという気がいたします。

阿部土木建築部長 先ほども申しましたけれども、この件につきましては、私どもまず、この現場の状況というのは、12土木事務所がしっかりと認識することが大事だということで、緊急に所属所長を集めました。そして、しっかりとこういったことのないようにということはもちろんでございますけど、今おっしゃられたように、現場主義に徹して、そして組織としてしっかりとこういったことを見過ごすことのないように、徹底を図るということで努めてまいりました。

今後はこういったことのないように、引き続き点検を含めて日常から各職員の意識の向上、そういったものに努めてまいりたいと思います。大変ご迷惑をおかけしました。

古手川委員長 よろしくお願いを申し上げます。

尾島委員 予想を超えた豪雨だったと思うんですが、越水しそうだというときに、この断面からはちょっとわかりにくいんですけど、例えば、仮設道路のところ少し流すようなところをつくって、少しでも動流できんかったかということ。

それから、もうなすがままにしたのか、土のうを積んで応急、まあ応急対策をしても流すところがなければそれはどうしようもないんですけど、何時間ぐらい浸かったのかというか、越流が、瞬間的なものじゃないでしょうから。

だから、ちょっと対策が全くできなかったのかということと、越流状態でずっとオーバーフローした状況はどのぐらいかかったか。この断面を見ると、河川の断面に対してコルゲート管がこれだけしかないですから、多分ここがなければ順調に排水ができたんでしょうけど。

和田道路保全課長 越水時の施工業者の対応というのは聞いております。今後は詳しくまた私どもも越水の状況を調べていかないといけませんけど、今の状況で聞き取っている状況ではございますけど、この被害を起こしたその20日、昼前の時点は、その河川についても3分の1程度の川の中の流量であったということを業者のほうは見ていたと。ただ、そういったことで、深夜のパトロールというのは業者が行っていなかったと。地元のほうから業者の現場代理人に連絡がありまして、流量がふえてきているよという連絡もあったので駆けつけたら、既に越水が発生していたものですから、業者としても土のうは用意したものを設置して、なるべく住宅地に水が入らない処置はしたんですけども、それでも対応できなかったという状況でございます。

尾島委員 夜中やから難しかろうな。

阿部委員 これは工事期間中にこういうことがあったから補償する。申しわけないということなんでしょね。ただ、例えば、どうなんですか、この工法とか、こういう管でもって十分対応ができると。だから、それだけの集中的な雨水があったということは、全てな

いということはないんだけど、そういうのについて工事中だからとんでもない。そんなら完成しておけばよかったですか、これは。だから、そういうような捉え方になるわけですけどね。この補償というのが、何かこうね。だから、工事中はこういうことがあったときには管理責任、だけど、これ県がつくった以上は完成しても、万が一のときは管理責任があるとよく言われるんですけど、そこのところは。

阿部土木建築部長 もちろんですね、この状態、最後のページのところに工事中ということで、一部水路を少し狭めたというところに工事に係る原因であろうと、それを含めてですね。

阿部委員 完成すれば広がったわけね。

阿部土木建築部長 もう既にこの1番下のやつは、そういった事後対応をやった後でございます、これはもとどおりに既にしました。ですから、この状態で越水するというのは通常の豪雨災害ということになりますので、これは工事とは全く関係ないんですが、たまたま人為的に少し手を入れていたというところがあるものですから、これは工事の原因にもなる部分があるだろうということで原因調査を今しっかりとしているところです。

阿部委員 そうですか、わかりました。私はちょっと初めて聞くことだから、何を言っているのかなと思ってね。そっちのほうがわからなかったんでね。工事中ということですね。

古手川委員長 ぜひ、部長おっしゃるように、緊急にその辺のチェックをよろしく願い申し上げます。

それでは、次の報告をお願いします。

麻生建設政策課長 それでは、4月14日以降発生した熊本地震の大分県内の復旧・復興への対応状況について説明をさせていただきます。委員会資料の13ページをごらんください。

これは、5月の初常任委員会でお配りしましたものを、時点修正しているもので、今回、主な変更点を説明させていただきます。

1の道路の復旧状況です。大分自動車道湯布院インターチェンジから日出ジャンクション間は、一部区間約6キロメートルにおいて、5月9日から下り側、大分向きになりますが、2車線で対面通行により一般開放されておりましたが、並柳橋の上り線、湯布院向きの応急復旧が終了したことから、本日の午前6時より規制区間が3分の1の約2キロメートルに縮小されましたので報告いたします。NEXCO西日本には、引き続き4車線での早期開放を要望してまいりたいと思います。

次に、国道、県道の4カ所が現在も全面通行どめとなっており、特に国道212号は、県民生活や観光産業に大きな影響を与えており、早期の復旧を目指して工事を進めているところでございます。

2ページをお開きください。3の熊本県への土木建築部職員派遣の状況です。

6月より新たに4名の土木技術職員を、熊本県阿蘇地域振興局及び南阿蘇村に災害復旧支援の中長期の派遣を行っております。今後も、熊本県からの要請状況に応じて積極的な支援を行ってまいります。

次に、4の県及び市町村管理施設の被害状況です。

今回の熊本地震による公共土木施設の被害額は、県管理・市町村管理を含めて約49億円で、今月21日から24日、本日までですが国の査定が行われているところです。これ

までも、応急復旧など迅速な対応を行っておりますが、引き続き本格的な復旧に向けた取り組みをスピード感を持って、1日でも早い災害復旧に土木建築部一丸となって取り組んでまいります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にございませんで、次の報告をお願いします。

下郡土木建築企画課長 平成27年度予算の繰り越しについて、ご報告いたします。土木建築委員会資料の15ページをお開きください。

平成27年度から28年度への明許繰越につきましては、繰越限度額をさきの第1回定例会で、ご承認をいただいたところでございます。

その限度額につきましては、年度別の27年度の欄、表の下から2行目、中ほどの一般会計の計の欄にありますとおり、一般会計で277億4,546万7千円、その右の港湾施設整備事業特別会計で2億2,622万7千円、合計で279億7,169万4千円となっております。

27年度は、26年度末に成立した国の補正予算の事業執行などを優先的に取り組む必要がございました。このため、27年度予算の執行は厳しい状況もありましたが、鋭意事業の進捗を図り、年度内執行に努めた結果、一般会計と特別会計を合わせまして、表の1番右下の合計欄にありますとおり、確定額は209億2,820万6千円となっており、限度額の74.8%となっております。

以上でございます。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問がございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特に質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

稲井道路建設課長 豊ちやく2016について、ご報告いたします。委員会資料の16ページをお開き願います。

豊ちやく2016につきましては、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任向上などを目的に平成16年度から実施している取り組みでございます。

まず、上の表の豊ちやく2015の達成状況をごらんください。

平成27年度は、別府市の県道別府挾間線浜脇2工区の1.27キロメートルや佐伯市の県道床木海崎停車場線海崎工区の1.24キロメートルなど67区間21.5キロメートルの開通目標を掲げて、整備に取り組みました。

その結果、昨年度は用地の早期取得等により目標を上回る73区間22.2キロメートルについて開通することができました。

その下の豊ちやく2016の開通目標をごらんください。

今年度につきましても従来どおり、平成28年度から平成32年度の5カ年の開通目標として豊ちやく2016を策定し、資料右下のとおり今後5年間に開通を目指す164区間77.3キロメートルについて、県民の皆さんに事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。

今年度、開通の目標でございますが、豊後大野市の県道三重新殿線赤嶺牟礼工区の1.

0.4キロメートルや中津市の県道万田四日市線大幡工区の0.48キロメートルの供用など、全体で5.5区間15.3キロメートルを目標としております。

今後、事業進捗管理の徹底を図り、豊ちやく2016に基づき着実な事業の推進に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質問等ございましたら。

毛利委員 この説明はよくわかるんですけど、都市計画道路で決定されている部分がありますよね。それが都市計画道路というのはなかなか着工しても着工できない部分もありますので、そういったものとの整合性をどうやって今から行うのかなというのが。

稲井道路建設課長 この豊ちやく2016につきましては、都心部で行われております都市計画道路の整備、これは道路事業を行うケース、また街路事業で行うケースもございしますが、道路事業、街路事業、農林道も含めての目標宣言を書いております。

委員ご指摘のとおり、都市計画道路と言われるのは市街化区域の中で既に住民等が生活の基盤を持っておられるところに都市計画上の制約をかけるということで都市計画決定をしまして、その制約の中で土地の売買とかを制限された中で、事業計画に基づいて事業をしていくものでございます。

この豊ちやく2016につきましても、街路事業を含んでおりますが、先ほど申し上げましたとおり、供用を間近に控えた5年間、5年内での供用目標の事業を書かせていただいております。現在、用地交渉等で進めております街路事業ですとか、そういった都市計画区域内での都市計画道路の事業につきましては、用地の進展を見ながら事業進捗を踏まえて、可能なものを順次公表していきたいというふうに思っております。

別途、どうしても各道路事業は息が長い事業も多くございますので、その時点時点の進捗につきましては、この豊ちやく2016の取り組みにかかわらず、地元にご協力いただいている方などに各土木事務所から事業説明等でお話をさせていただくことになろうかと思っております。

以上です。

古手川委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、その他全般にわたって、何かありませんか。

玉田委員 1つ教えてもらいたいですけれども、今回の補正にも上がっていただけども、避難所のトイレ改修ですね。例えば、県有施設で避難所に指定されているところで、トイレが水洗でなかったり、あるいは洋式でなかったケースで、そこは優先的に改修を進めるとか、そういう方針はあるんでしょうか。

樋口施設整備課施設整備推進監 県の指定された年数で処理をしております。

玉田委員 県有施設で避難所として指定されているケースの場合ですね。

樋口施設整備課施設整備推進監 県有施設で避難所として指定しているというのは、学校とかそういったところが対象かと思っております。学校施設での水洗化は進めておりますので、水洗でないという認識はないと思っておりますけれども。

玉田委員 そうなんですな。

なぜこのようなことを聞くかという、今回、これは生活環境部で聞くのかどこで聞くのかということもあつたんですけど、所属する委員会なので聞きますけれども、例えば、壊

滅的でない被災の場合、被災者が避難所をある意味選択できるケース、今回のような大分であったようなケースで言うと、やはりいろいろ避難所もあって聞いてみますと、水回りのきれいなところに避難しているみたいなんですね。優先的にやはり近くの避難所でも、ここに行ってくださいよと言っても、車で移動できたりいろいろできるケースは、例えば、高齢者が多いところは膝とか腰が悪いからと言って、和式トイレのところは敬遠して洋式トイレのあるところに集中するとか、結果的にそういう新しい施設のほうに集中しているみたいなんですよ、避難している方がですね。その避難の動向を今回聞いてみると、やはりそういうところに1つ課題があるのかなと。

もう1つ、県有施設の学校でというふうにありますけど、熊本のケースでは、あるところは被災者が多くなり過ぎてシャットアウトしてしまったというケースもあったみたいなので、そういうところで避難所として扱われる場所について、県有施設は少なくとも水洗化と洋式化を図っておいたほうがいいのかというふうなことがあって、そういう意味で、例えば、学校の場合は洋式化までは図られていないとは思いますが、そういうことも含めて、これから検討の課題として上げていってもらえればなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

樋口施設整備課施設整備推進監 学校も一部洋便器を設置するなど、そういう制度で進めております。これは教育委員会のほうで進めておる制度ですけれども、今回、我々地震の検証をする中で、早速建築の職員も詰めているんですけれども、ワーキンググループをつくって検証を始めるところです。

そういった中で、今委員ご指摘ございましたように、避難所の状況であるとか、生活環境とか情報をいただきながらあわせて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

玉田委員 やっぱり避難する人も、ある意味したたかに見ながら選んでいくという、選択していくというのがやっぱりあると思うので、ぜひその辺よろしくご検討ください。

古手川委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

古手川委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、さきの委員会で正副委員長一任となっておりました県外所管事務調査につきまして、お手元に配付しております行程のとおり、実施したいと思っております。

事務局に簡単に説明させます。

〔事務局説明〕

古手川委員長 ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、そのように決定いたします。

今後、準備を進めていきます中で、訪問先の都合などにより行程の一部を変更する必要が生じた場合は、判断を委員長にご一任くださいますようお願いいたします。部分的に行程を変更する場合は、事務局と早めに相談してください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別のないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。

本日はどうもご苦労さまでした。